

環境測定分析士等の資格認定制度に関する細則

一般社団法人 日本環境測定分析協会

(目的)

第1条 この細則は、環境測定分析士等の資格認定制度に関する規程（以下「規程」という。）第22条に基づき、本規程の実施に関し必要な事項について定める。

(環境測定分析士の分野別の測定方法等に関する定義)

第2条 規程第3条に定める「環境測定分析士1級」及び「環境測定分析士2級」に関する分野に関し、それらの測定方法及び測定装置については、別表1に定める。

(受験料)

第3条 規程第7条第2項に定める環境測定分析士及び環境騒音・振動測定士の定例試験に係る受験料は別表2に定める。

2 規程第7条第3項に定める環境測定分析士3級又は環境騒音・振動測定士初級の特例試験に係る受験料は別表3に定める。

(登録の手続き)

第4条 規程第13条第1項に定める合格者の登録の手続きについては、別表4に定める。

(手数料)

第5条 前条第1項及び第2項に定める登録の手続きの際の手数料については、別表8に定める。

2 規程第17条第1項に定める環境測定分析士等の登録者による登録事項の変更の届出の手数料については、別表8に定める。

附 則

1 この細則は、2020年4月23日から施行する。ただし、別表5に規定する更新登録の手続きについては、附則2に該当する方に対して1年間の猶予期間を設ける。すなわち、本来では登録証等に記載された登録年の5年後であるところ、6年後とすることとし、登録手続きを行う期間は、その更新年において、登録月・日の3か月前の日付から登録月・日の前日までの期間とする。

2 施行日において既に更新登録の期日が到来した方、あるいは2020年度中に期日が到来する方であって、やむを得ない事情により更新登録を行うことができなかつた方、あるいは困難な見通しにある方を対象とする。

3 協会においては、更新登録に資するため、更新登録の対象となる方を対象として別表6に示す研修会等の措置を2020年度に実施する。

4 この細則は、2021年9月1日に一部改正し、同日より適用する。

5 この細則は、2025年9月12日に改正し、同日より適用する。別表5、別表6、別表7は、この細則の施行の日をもって削除する。

(別表 1)

1 級及び 2 級の分野

分野	対象物質（項目）	測定方法(前処理含む)	測定装置
第1分野 （一般項目）	T-N, NO ₃ ⁻ , NO ₂ ⁻ , NH ₄ ⁺ T-P, PO ₄ ³⁻ F ⁻ , Cl ⁻ , Br ⁻ , ClO ₃ ⁻ , BrO ₃ ⁻ フェノール類, CN ⁻ , S COD, BOD, TOC, TOD DO, pH その他（アスベスト類）	蒸留 抽出 発色 検量線の作成 濃度計算	分光光度計 イオンクロマトグラフ フローインジェクション分析装置 連続流れ分析装置 電極（pH, DO） X線回折装置 顕微鏡
第2分野 （金属類）	Cd, Pb, Cu Zn, Fe, Mn Al, Ti, Ni T-Cr, Cr(VI), B Ca, Mg, Na, K As, Se, Sb T-Hg	酸分解 マイクロウェーブ分解 水素化物発生, 還元気化 アルカリ融解 検量線の作成 濃度計算	フレーム原子吸光分析計 フレームレス原子吸光分析計 ICP 発光分光計 ICP 質量分析計 水素化物発生装置 還元気化原子吸光分析計 分光光度計
第3分野 （有機物類）	環境基準農薬（3項目） 要監視基準農薬（13項目） ゴルフ場農薬（45項目） 水道法農薬（101項目） 揮発性有機化合物（VOC） 可塑剤, 環境ホルモン 悪臭物質, 有機リン 絶縁油中 PCB, R-Hg	溶媒抽出 固相抽出 誘導化処理 クリーンアップ GC/LC カラムの選択 検量線の作成 濃度計算	ガスクロマトグラフ 液体クロマトグラフ ガスクロマトグラフ四重極型質量分析計 液体クロマトグラフ四重極型質量分析計
第4分野 （極微量有機物類）	ダイオキシン類 POPs 条約指定項目 (POPs・・残留性有機汚染物質) PFAS	溶媒抽出 固相抽出 クリーンアップ カラムの選択 検量線の作成 濃度計算	ガスクロマトグラフ二重収束型質量分析計（高分解能） 液体クロマトグラフ質量分析計

(別表 2)

定例試験の受験料

区分	受験料	
	一般	学生
1級	20,000 円	—
2級	15,000 円	—
上級	15,000 円	—
3級・初級	7,000 円	4,000 円

(備考)

①受験料は消費税込みの金額である。また、受験料を納付した方が受験しない場合においても受験料を返還しない。

②学生とは、大学院、大学、短期大学、専門学校、高専、高校及び放送大学等（通信教育は全科履修生（学位取得可能なコース）に限る）の学生、生徒をいう。

(別表 3)

特例試験の受験料

名称	受験料
特例試験 A	受験料は研修会等の参加料に含まれる。

(備考)

①受験料が含まれる研修会等の参加料は消費税込みの金額である。また、研修会等の参加料を納付した方が受験しない場合においても参加料を返還しない。

②特例試験を実施する場合、環境測定分析士試験・認定委員会に特例試験の実施計画書を提出し、承認を受けるものとする。

(別表 4)

登録に係る手続き等

対象者	提出する書類等
1級、2級及び上級の合格者（合格証の発行を受けた方）	<input type="radio"/> 環境測定分析士等登録申請書 <input type="radio"/> 氏名、勤務先事業所の名称又は勤務先事業所の住所を非公開とする場合は、その旨を記載した書類

(備考)

①手数料は消費税込みの金額である。

(別表 5) 削除

(付表 5A) 削除

(付表 5B) 削除

(付表 5C) 削除

(付表 5D) 削除

(付表 5E) 削除

(別表 6) 削除

(別表 7) 削除

(別表 8)

登録及び変更等の届出に係る手数料

対象	手数料の種類	手数料
規程第 10 条第 2 項	認定証の再発行	1,000 円
規程第 13 条第 1 項	合格者の登録	5,000 円
規程第 17 条第 3 項	登録事項の変更の届出	1,000 円
規程第 18 条第 2 項	登録証の再発行の届出	1,000 円
(備考) ①手数料は消費税込みの金額である。		